

## 鉱業法に基づく東北経済産業局長の処分に係る審査基準等の改正について

平成30年3月  
東北経済産業局  
資源・燃料課

平成23年改正鉱業法の附則に基づき、施行状況のレビューを実施し、石油・天然ガス等の特定鉱物について、国内資源の開発をより一層進める観点から開発主体の新陳代謝を促すべく、鉱業法の運用を改めること等について、平成29年6月に資源・燃料分科会においてとりまとめた。これを踏まえ、鉱業法の審査基準・運用通達の改正を実施するものである。

### 審査基準及び運用通達の主な改正事項

#### 1. 試掘権延長許可の運用見直し

- 試掘権の存続期間は、原則2年（石油・天然ガスは4年）とされ、2回（1回ごとに2年）に限り延長することができ、延長にあたって、誠実に探鉱をした事実、更に探鉱を継続する必要があること等が要件とされている。予め作成する探鉱計画書に基づき誠実に探鉱活動を行っていると認められる場合に、誠実に探鉱をした事実が明らかであると認めることとする。  
また、探鉱活動として、文献調査のみ実施したものは延長理由として認めないこととする。

#### 2. 鉱業権に係る事業着手延期・事業休止認可の運用見直し

- 鉱業権者は、鉱業権の登録後、6月以内に事業に着手することが義務付けられており、当該義務を果たせない場合には認可を受けることで事業着手義務が猶予される。現状、鉱業権の約8割が事業に着手していない又は休止しており、新陳代謝を促す観点から、審査基準等に定める事業着手延期等の要件を見直す。当該要件のうち、事業者が示す要件の6割を占める「既に事業に着手している鉱区と一体として計画的操業をするために、その他鉱区の事業着手の延期等を実施する場合」を「事業に着手している鉱区と同一鉱床の鉱区の事業着手延期等を実施する場合」に改める等、認可要件の厳格化・明確化を実施する。

#### 3. その他事項

- 誤記載等の訂正を実施。
- 平成30年4月1日施行。